

SNS 利用ガイドライン

1. はじめに

情報化社会から、高度情報社会といわれるようになった現在では、コンピュータネットワークを通じて、個人が情報を発信できる手段が普及してきました。それは、Twitter、Facebook、mixi、LINE、YouTubeなどを代表とする SNS (Social Networking Service、ソーシャルネットワーキングサービス) で、すでに多くの方が利用されていると思います。こうした新しいメディアは手軽に情報を発信することができ、便利ではありますが、反面さまざまなリスクが内包されています。

園田学園大学及び園田学園女子大学短期大学部の学生（大学生、短大生、聴講生、科目等履修生、交換留学生を含みます）のみなさんが後述するこれらのリスクに対して正しい知識を持ち、SNS を安全に正しく活用してもらえよう、この SNS 利用ガイドラインを制定することになりました。

2. SNS の定義

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス、ソーシャルメディア) とは、Twitter、Facebook、mixi、LINE、YouTube、自己紹介サイト、掲示板や Q&A サイトなどに代表されるインターネット上で利用者が情報を発信することにより社会的ネットワークが形成できるサービスやサイトのことを指します。

このガイドラインでは、主に Twitter、Facebook、mixi の利用を想定しており、その利用上で持っていてほしい知識と注意点を述べます。

3. SNS 利用への知識

3. 1 メディアの特性

SNS には、自分のプロフィールや写真を公開する機能や、メールアドレスを知られること無くメッセージを送信する機能など、利用者間でのコミュニケーションを促進させる機能が多く実装されています。そのため、友人同士で話をすることや電話で通話することの代わりに、SNS を利用してコミュニケーションをとるといったケースが考えられます。こうした場合に、直接の会話や電話といったメディア（媒体）と、SNS の特性の違いを意識する必要があります。メディアの特性の違いを表 1 に示します。

表 1 メディアの特性の違い

特性 \ 種類	直接会話	電話	SNS
対象の数	少数	少数	多数
対象との関わり	特定	特定	不特定
対象との物理的距離	近	遠	遠

表 1 に示したようにメディアによる特性の違いが生じます。直接の会話であれば、直接会っている特定の相手に話すことになると思います。電話においても、物理的な距離が遠いというだけで直接の会話と大きな違いはないといえます。しかし SNS に記事を書き込むこと（以下、投稿と表現します）はこれらと違い、遠距離にいる不特定多数の相手に情報を発信することになります。不特定多数とは、SNS の記事閲覧できるすべての人ということです。これは高度情報社会になる以前では、個人が利用できるメディアになかった特性だといえます。これが SNS の魅力でもあります、大きなリスクをはらむ点ともいえるでしょう。

3. 2 TPO（時と場所と場合）に合わせた話し方

情報発信の対象が変わると、話し方、話の内容を変える必要が出てきます。例えば、友人、先生、親、兄弟、先輩、後輩など、それぞれ立場が異なる相手に対して、同じ内容で同じ話し方をするでしょうか。友人や後輩であれば、あまり意識せず話をしているかもしれません。ですが、先生などの目上の人に対しては、敬語で話したり、話す内容を考える必要が出てきます。

さらに、個人相手に対して情報を発信する場合と不特定多数の相手に情報を発信する場合で、大きく異なる点があります。それは、発言に対する責任が大きくなるということです。友人同士のおしゃべりでは問題が生じない話でも、不特定多数の相手に対して、発信する場合は、プライバシーの侵害や名誉棄損などになる場合があります。これらのことから、SNS では不特定多数のユーザが見ることを意識した書き方、話し方が必要になります。

4. SNS への投稿時に順守すべき事項

この章では、不特定多数のユーザに対して発言を行なうときに注意すべき事項をまとめています。この条項を順守し、正しく SNS を利用するようにしてください。

4. 1 公序良俗に反しない

当然ですが、法令やモラルに反する言動は控えるべきです。全国の大学で未成年者による飲酒や喫煙に関する SNS 上の発言から、公の機関による処分（運転免許の取り消しや停止、罰金刑など）や大学内での処分（停学、退学）を受けることになったという事例が多く発生しています。法令を順守し、そのような言動をしないようにしましょう。

このほかにも、他者の著作物（有名なアーティストの歌詞、写真など）を権利者に無断で投稿することなど、肖像権、著作権、商標権などの他者の権利や利益を不当に侵害することのないよう細心の注意を払う必要があります。

4. 2 SNS の特性と運用ルールを理解

SNS を利用するときは、SNS は不特定多数の人に見られる公の場であるという意識を持つ必要があります。投稿された情報は様々な背景や考え方を持つユーザに閲覧されるため、発信する情報には配慮が必要だといえます。

例えば、特定の団体に対する批判などを書きこんだ場合は、その団体に所属するユーザが反論をしてくることや場合によっては誹謗中傷だとして名誉棄損として訴えられる可能性もあるということです。

また、SNS の種類によって、ID（実名・匿名）や情報開示範囲等の運用方法が違い、変更されることもあります。各メディアの利用規約や運用ルール、その SNS での文化等を十分に理解する必要があります。

4. 3 情報の拡散性の配慮とプライバシー等の保護

インターネット上で発信した情報は、登録した情報を削除したとしても、様々な形で再拡散される可能性があります。未来にあなたに会う人も、その投稿の内容を閲覧できるということです。就職活動をする時の企業担当者、プライベートで大切な人やその関係者なども、その投稿の内容を知ることができるということを十分に意識する必要があります。

このほかにも、自分が投稿した画像を閲覧した人が、その画像を保存した場合は、悪意の有無にかかわらず、その保存した画像を再度公開することができます。そのため、写真などの画像を投稿する場合は、写真に写っている人や撮影した人の許可を得る必要があるといえます。自分と関係者を守るために、自分や他人のプライバシーを安易に公開せず、取り返しのつかない事態を避けましょう。

ほかにも大学生が許可を得ず勝手に他人の姿を撮影し、それを SNS に侮辱的な発言とともに公開し、他者の名誉とプライバシーを傷つけたということで、公の機関や大学内での処分を受けた事例もあります。写真や動画の投稿には十分に注意する必要があります。

4. 4 誤解の回避

投稿先にはさまざまな背景を持つユーザがいます。文章は書き方、読み取り方によって、印象や意味を誤解させてしまう場合もあります。SNS 上の記述への誤解から、さまざまな問題を引き起こす場合もあります。内容によっては閲覧者があなたの個人情報を特定し、投稿の削除依頼などの連絡をしてくる場合や、より悪質と判断されれば、何らかの法的手段に訴えるなどのアクションをとる場合もあります。できる限り誤解を招かない内容にするよう注意する必要があります。

4. 5 機密情報の取り扱い

アルバイトなどの職務上知り得た守秘義務を要する情報や意思決定の過程にある未公開情報等は取扱いに注意し、SNS 等で安易に公開しないようにしましょう。アルバイト先など関係する企業や団体から処分を受ける可能性があり、もしそうなった場合は、あなたの将来（就職活動など）に支障が出る可能性があります。他人に話してもよい内容か、秘密を守る義務がある情報ではないか、十分に吟味する必要があります。

5. おわりに

これまで内容をまとめます。SNS を利用する前に以下のチェック項目を使って、本当に投稿しても問題ないか確認しましょう。

- 今から投稿する内容は、法令やモラルに反していませんか？
- 今から投稿する内容は、他人の権利を侵害していませんか？
- 今から投稿する情報や写真は、本当に全世界に公開しても構いませんか？
- 今から投稿する情報や写真に関係する人たちに公開することの承諾を得ましたか？
- 今から投稿する情報や写真は取り消すことができませんが、問題ありませんか？
- 今から投稿する情報や写真が、今後会うであろう未来の友人に閲覧されても問題ありませんか？
- 今から投稿する内容は、本当に誤解を招きませんか？
- 今から投稿する内容は、あなたが守るべき守秘義務に反しませんか？

すべてのユーザが善意を持ってあなたの投稿を受け入れるわけではなく、中には悪意を持って受けとめるユーザもいることでしょう。投稿前に十分にチェック・見直しをしてトラブルに巻き込まれない、トラブルを引き起こさないようにする必要があります。

SNS は、身近で便利なコミュニケーションツールではありますが、その利用には大きなリスクが隠れています。しかし、リスクを恐れて、利用を控える必要はありません。例えば、車は便利な道具ではありますが、十分な知識と技術を習得し、注意して扱わないと事故などを起こすリスクがあります。SNS でも同じように、安全に利用するためには、十分な知識と注意が必要です。このことを意識して便利な道具である SNS を利用し、充実した学生生活を送っていただきたいと思います。

平成 26 年 3 月制定
園田学園大学 情報教育センター

参考文献

1. 明治大学：「ソーシャルメディアガイドライン」

http://www.meiji.ac.jp/koho/social_media/guideline.html(2014/2/19 最終アクセス日)

2.聖心女子大学：「聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン」

<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>(2014/2/19 最終アクセス日)

3.総務省：「ブログ・SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）の現状分析及び将来予測」

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2005/050517_3.html(2014/2/19 最終アクセス日)